

第三期特定健康診査等実施計画

東京都食品健康保険組合

最終更新日：平成 29 年 12 月 28 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	【特定健診について】 ・全体的に他の健保組合より受診率が低い傾向にある。 ・他の健保組合と同様に、被保険者と比較した場合の被扶養者の受診率が低い傾向にある。 ・65歳以上の被扶養者、65歳以上の任意継続被保険者及び被扶養者は、他の健保組合より受診率が高い傾向にある。 【特定保健指導について】 ・全体的に他の健保組合より実施率が高い傾向にある。 ・特定健診受診率と同様、被保険者と比較した場合の被扶養者の実施率が低い傾向にある。	→ ・事業主とも協働し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ・特定健診受診率の低い被扶養者に対しては、早期発見・早期予防といった健診による1次予防の有効性を周知する。また、他院で受診している場合には情報提供いただくよう広報を徹底する。 ・病気の重症化予防目的としての特定保健指導であることを引き続き周知・広報し、実施率を上げていく。 ・すべての年代で健康に意識が向くように、若年層に対しても健康情報の発信や各種講座等の開催を検討する。 ・第3期特定保健指導の運用の見直しに伴い、医療保険者が統括・管理を行う場合には、初回から実績評価までを同一機関であることを要しないことが可能となる。今後は、集合A契約実施医療機関にて初回面談を実施し、当組合で中間評価及び実績評価を実施する体制を整え、特定保健指導の実施率を上げていくことも検討する。
No.2	【疾病分類別一人当たり医療費】 ・「新生物」、「呼吸器系疾患」が特に高く、続いて「循環器系疾患」の順となっている。 ・全体的に他の健保組合より一人当たり医療費が低いが、「循環器系疾患」は他の健保組合より高い。 【生活習慣病に関わる一人当たり医療費】 ・「糖尿病」「虚血性心疾患」「高血圧症」「人工透析」が他の健保組合より高い傾向にある。	→ ・「新生物」が多いので、早期発見・早期治療のため、健診等の重要性について周知・広報する。 ・「呼吸器系疾患」や「循環器系疾患」は喫煙との因果関係が確実とされているため、喫煙対策を検討していく。 ・「循環器系疾患」や「内分泌・栄養・代謝疾患」は予防対策が可能であり、特定健診データからリスク該当者を特定可能であるため、最も介入効果が期待される疾病として位置づけ、対策を講じていく。 ・「循環器系疾患」である「高血圧症」の予防として、血圧に特化した再検査呼び出し日を加えること、健康教室の開催等を検討する。 ・「内分泌・栄養・代謝疾患」は、他の健保組合より一人当たり医療費が低いことから、保健指導の実施による医療費縮減効果が現われていると考えられるので、早期段階での特定保健指導実施を強化する。
No.3	【生活習慣病・健診レベル判定分布】 ・肥満の割合は、他の健保組合より高い。 ・肥満、非肥満ともに「受診勧奨基準値以上の者」の割合は、他の健保組合より高い。 ・「保健指導基準値以上の者」は肥満、非肥満ともに、他の健保組合より低く、「服薬投与の者」の割合も肥満、非肥満ともに、他の健保組合より低い。 【特定健診有所見者の状況】 ・4項目のうち、「臓器障害割合」が他の健保組合より際立って高い。残りの3項目は他の健保組合より低い。 ・「血管を傷つける割合」は、年齢上昇と共に上がる傾向がある。	→ ・「服薬投与の者」の割合が低く、受診勧奨基準値以上の生活習慣病レセがない者が多数存在することから、受診を優先するべき人が放置している可能性が考えられる。医療費分析から見えてきた「糖尿病」「虚血性心疾患」「高血圧症」「人工透析」が高いことから、この4項目の「受診勧奨基準値以上の者」のレベルに合わせた対策を検討する。 ・「臓器障害割合」は、①尿たんぱく（±以上）、②eGFR 59ml/min/1.73m2以下、③心電図、④眼底検査の4項目のうち1つ以上の該当で有所見となる。この4項目はいずれも、早期での注意勧告としては有効ではあるが、要治療レベル（医療費に影響を与えるレベル）ではないため、経過観察として捉えて差し支えない。 ・「血管を傷つける割合」は、動脈硬化へと発展するリスクであることから、対象者に対し情報提供を続けていくことが必要である。
No.4	【生活習慣病・健診レベル判定と医療受診状況】 ・生活習慣病レセプトの割合は、健診受診のレベル判定「服薬ありの者」に次ぎ、「健診非受診者」の割合が高い。 ・「受診勧奨基準値以上の者」で、生活習慣病に関するレセプトがない者が多数存在する。 【リスクフローチャート】 ・健診受診者の約16%が3疾患治療の服薬あり（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）。内訳としては、約73%が高血圧、約21%が糖尿病、約6%が脂質異常症となっている。	→ ・健診の未受診者を防ぐことが、生活習慣病レセプトの増加を防ぐ手立てになるため、健診受診の徹底を引き続き図っていく。また、医療機関にて治療を継続しているため、健診を不要と捉えている可能性も考えられ、健診は早期発見・早期予防としての有効性があり、不要な医療機関受診を防ぐ手立てになることを引き続き広報していく。 ・受診勧奨基準値以上レベルの者に対しては、適切な医療機関での早期治療も必要であることを、健診及び保健指導の場において勧奨していく。 ・服薬なしの者のうち、保健指導基準値レベルの対象者が多数存在する。早期の生活習慣改善により重症化を予防することを引き続き広報し、特定健診・特定保健指導の実施強化を図る。 ・組合と他の健保組合との比較はもちろんのこと、組合内での年次推移比較により、健診を含めた保健事業の有用性を確認し、今後のデータヘルス計画作成を随時見直す。
No.5	・後発医薬品の使用率は他の健保組合より高い傾向にあるが、65歳以上では他の健保組合より低くなっている。	→ ・機関誌等により継続的に後発医薬品の使用促進をする。 ・調剤費使用割合の高い被保険者・被扶養者を抽出し、医療費縮減に該当する層に狙いを定めて「ジェネリック医薬品使用促進通知」の発送をする。 ・前期高齢者の医療費縮減にもつながるため、65歳以上に対しては更なる対策を検討する。

基本的な考え方
1 特定健康診査等の基本的な考え方 日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。 メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項 未受診者に対する受診勧奨を少なくとも年1回は行うよう努める。 特に被扶養者に対しては、確実に情報が届くように勧奨を行うことが必要である。 3 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係 従来から保健事業として健康診断を行ってきたことから、当健保組合が主体となって行う。 事業主等が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主等から受領する。健診費用は事業主等が負担する。 4 特定保健指導の基本的考え方 生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。 そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

1 事業名 特定健診

対応する
健康課題番号

-



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	・健康管理センター及び組合指定医療機関並びに巡回健診、合同集合、集合健診及び契約医療機関にて実施
体制	・事業主とも協働し、健診受診率の向上を図る

事業目標

・加入者の健康保持増進 ・特定健診の受診率向上							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定健診受診率	80 %	81 %	82 %	83 %	84 %	85 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	健診案内の送付率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施
H33年度	H34年度	H35年度
・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施

2 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号

-



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・健康管理センター及び組合指定医療機関並びに巡回健診、合同集合、集合健診及び契約医療機関にて実施 ・事業所への訪問指導を実施 ・遠隔地に住む対象者は、iPad（テレビ電話）を使用し実施
体制	・事業主とも協働し、保健指導実施率の向上を図る

事業目標

・生活習慣病リスク保有者の生活習慣及び健康状態の改善 ・特定保健指導の実施率向上							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	保健指導実施率	35 %	36 %	37 %	38 %	39 %	40 %
	メタボ及び予備群該当者割合	25.5 %	25.0 %	24.5 %	24.0 %	23.5 %	23.0 %
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	30 %	32 %	34 %	36 %	38 %	40 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	保健指導案内の送付率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・機関誌やホームページ等で広報し、健康改善のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、実施案内の通知を送付する・事業主と連携し特定保健指導の実施率の向上を図る	・機関誌やホームページ等で広報し、健康改善のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、実施案内の通知を送付する・事業主と連携し特定保健指導の実施率の向上を図る	・機関誌やホームページ等で広報し、健康改善のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、実施案内の通知を送付する・事業主と連携し特定保健指導の実施率の向上を図る
H33年度	H34年度	H35年度
・機関誌やホームページ等で広報し、健康改善のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、実施案内の通知を送付する・事業主と連携し特定保健指導の実施率の向上を図る	・機関誌やホームページ等で広報し、健康改善のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、実施案内の通知を送付する・事業主と連携し特定保健指導の実施率の向上を図る	・機関誌やホームページ等で広報し、健康改善のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、実施案内の通知を送付する・事業主と連携し特定保健指導の実施率の向上を図る

3 事業名 健康診断

対応する
健康課題番号

-



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：加入者全員
方法	・健康管理センター及び組合指定医療機関並びに巡回健診、合同集合及び集合健診にて実施 ・補助金の支給
体制	・事業主とも協働し、受診率の向上を図る

事業目標

・健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定健診受診率	80 %	81 %	82 %	83 %	84 %	85 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	健診案内の送付率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施
H33年度	H34年度	H35年度
・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付し、未受診者に対しては適宜受診勧奨を実施

4 事業名 人間ドック

対応する
健康課題番号

-



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：加入者全員
方法	・健康管理センター及び組合指定医療機関にて実施 ・補助金の支給
体制	・事業主とも協働し、受診率の向上を図る

事業目標

・健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診率	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	健診案内の送付率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付する	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付する	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付する
H33年度	H34年度	H35年度
・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付する	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付する	・機関誌やホームページ等で健康維持の重要性について広報し、健康維持のための積極的行動の意識づけを実施・事業主の協力のもと、健診案内の通知を送付する

特定健康診査・特定保健指導								
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	34,640 / 43,300 = 80.0 %	35,985 / 44,426 = 81.0 %	37,376 / 45,581 = 82.0 %	38,816 / 46,766 = 83.0 %	40,305 / 47,982 = 84.0 %	41,845 / 49,229 = 85.0 %
		被保険者	29,595 / 33,600 = 88.1 %	30,632 / 34,474 = 88.9 %	31,715 / 35,370 = 89.7 %	32,847 / 36,290 = 90.5 %	33,977 / 37,233 = 91.3 %	35,158 / 38,201 = 92.0 %
		被扶養者	5,045 / 9,700 = 52.0 %	5,353 / 9,952 = 53.8 %	5,661 / 10,211 = 55.4 %	5,969 / 10,476 = 57.0 %	6,328 / 10,749 = 58.9 %	6,687 / 11,028 = 60.6 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	2,313 / 6,608 = 35.0 %	2,471 / 6,864 = 36.0 %	2,638 / 7,130 = 37.0 %	2,814 / 7,404 = 38.0 %	2,999 / 7,689 = 39.0 %	3,193 / 7,982 = 40.0 %
		動機付け支援	1,005 / 2,646 = 38.0 %	1,074 / 2,749 = 39.1 %	1,146 / 2,855 = 40.1 %	1,223 / 2,965 = 41.2 %	1,303 / 3,079 = 42.3 %	1,387 / 3,196 = 43.4 %
		積極的支援	1,308 / 3,962 = 33.0 %	1,397 / 4,115 = 33.9 %	1,492 / 4,275 = 34.9 %	1,591 / 4,439 = 35.8 %	1,696 / 4,610 = 36.8 %	1,806 / 4,786 = 37.7 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

個人情報の保護
当健保組合は、東京都食品健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。 当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健保組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は、各事業所にパンフレットを配布するとともに、機関紙やホームページに掲載する。
その他
当計画については、毎年、健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。 また、平成33年度に過去3年間の評価を行い、必要がある場合には見直すこととする。